

## 検体検査業務委託プロポーザル審査要領

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「検体検査業務委託プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する参加資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

審査における総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| (1) 検体検査業務運営の基本的考え方   | (20点) |
| (2) 人員配置体制            | (30点) |
| (3) 物品（検査機器、試薬）供給体制   | (20点) |
| (4) 精度管理              | (10点) |
| (5) 受託準備体制            | (20点) |
| (6) 病院機能向上等の貢献策       | (30点) |
| (7) 管理・バックアップ体制及び研修体制 | (20点) |
| (9) 委託料概算見積金額         | (50点) |

### 3 審査委員会

審査委員会は以下により開催する。

参加者は提出した企画提案書に基づき、審査委員会でプレゼンテーションを行う。

#### (1) 開催日時、場所

日 時：令和3年12月22日（水）（予定）審査委員会（プレゼンテーション）

場 所：高知医療センター2階 やなせすぎ（予定）

#### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションの時間は1者20分までとする。

各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

順番等については別途通知する。

※1参加者あたり5名までの出席とし、受託責任者候補者は必ず出席するものとする。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によってはWeb開催とする場合もある。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書とプレゼンテーションを併せて審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、審査手順及び別紙「検体検査業務委託プロポーザル審査基準」に基づき審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したのち、各審査委員の審査結果（得点）を集計し、最高得点数の者を候補者として、次順位の者を次点者として選定する。
- (4) 審査の結果、最高得点の者が2者以上ある場合は、委託料概算見積金額が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

## 審査手順

### 1 候補者選定方式

次の要件を満たしており、総合点数を計算した結果（最高点、最低点を除いて算出）、得られた得点の最も高い者を候補者とする。

- ・委託料概算見積金額が見積限度額の範囲内であること。

### 2 総合点数の計算方法

審査要領2の項目の合計得点